

食安輸発1207第1号  
平成23年12月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### フィリピン産魚介類及びその加工品の取扱いについて

今般、フィリピンにおいて麻痺性貝毒に汚染された貝を喫食した事による死亡事例が発生し、フィリピン政府が下記の海域、地域での貝類及びアキアミペーストの採捕、輸送、販売及び摂取を禁止し、また、同地域の魚、イカ、エビ及びカニについて内臓を取り除いて調理するよう、発表した情報を入手したところです。

ついては、フィリピンから輸入される貝類及びアキアミペーストについて輸入届出がなされた場合は、採取海域及び地域ならびに採取時期について確認をするよう輸入者に指導するとともに、下記に該当する場合においては、貨物保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じ、当室あて連絡すること。

また、下記に該当する魚、イカ、エビ及びカニ（内臓を含むものに限る）については、輸入届出がなされた際には、輸入の都度、貨物保留の上、内臓について麻痺性貝毒の自主検査を指導すること。

### 記

採取海域、地域：

Dumanquillas Bay in Zamboanga del Sur  
Murcielagos Bay in Zamboanga del Norte and Misamis Occidental  
Masinloc Bay in Zambales  
Matarinao Bay in Eastern Samar  
Bataan coastal waters (Balanga City and the towns of Mariveles, Limay, Orion, Pilar, Abucay, Samal, and Orani)

採取時期：2011年11月21日以降

参考（フィリピン政府発表資料）：

<http://www.bfar.da.gov.ph/pages/AboutUs/sidetabs/ALERTS/redtideupdate2011.html>